

常磐高等学校いじめ防止基本方針

いじめは、生徒の心や体を深く傷つける重大な人権侵害行為です。

全ての生徒が安心して学校生活を送り、共に学び合う環境を学校全体で作っていくことが求められています。本校では「いじめを見逃さない学校」づくりを推進するとともに、いじめ問題が発生した場合は、組織的に且つ迅速で的確な対応を行うことで、いじめの早期解消に努めます。

① いじめは、「どの学校でも、どの生徒にも起こり得る」ものであることを全教職員が十分に認識する。

- ・日頃から生徒が発するサインを見逃さないようにして、いじめの早期発見に努める。
- ・悪ふざけやからかい等が、いじめにつながることを日頃から注意する。

② 「いじめは人間として絶対に許されない」という意識を学校全体を通じて、生徒一人一人に徹底する。

- ・いじめられている生徒は、学校が徹底して守り通すという姿勢を日頃から示す。
- ・いじめられる生徒には、毅然とした指導を行う。
- ・いじめに気付いた生徒が、ただ傍観するだけでなくいつでも相談できる環境を整える。

③ いじめが解決したとみられる場合でも、教職員の気づかないところで陰湿ないじめが続いていることも少なくないことを認識する。

- ・一場面での指導により解決したと即断することなく、継続した注意を十分に払い、折に触れて必要な指導を行う。

④ 生徒一人一人を大切にできる意識や日常的な態度が重要であることを教職員自身が認識する。

- ・教職員の言動が生徒に大きな影響力を持つことを十分に認識し、いやしくも教職員自身が生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長することがないようにする。

⑤ 定期的な調査だけでなく、必要に応じてきめ細かい実態把握に努めて、全教職員で情報を共有する。

- ・定期的なアンケート調査を実施するとともに、個人面談やサポート委員会等を通して実態を把握し、全教職員の共通理解で迅速に対応する。

(※サポート委員会は(校長)、教頭、教頭代理、生徒指導部長、学年主任、人権同和教育係、養護教諭、教育相談係、(スクールカウンセラー)で構成する。)

- ・表面化しにくい SNS 等のネットによるいじめについて研修等で啓蒙を図る。

2013(平成 25)年 12 月